

府中市市民協働の推進に関する基本方針

平成26年5月

府中市

はじめに



府中市長 高野 律雄

本市では、平成26年度を初年度とする第6次府中市総合計画を、市民の皆様と協力し、ともにまちづくりを進めていく「協働」を基軸として策定し、目指す都市像「みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち」の実現に向けて、市政の計画的・総合的な推進に努めております。

これは、まちづくりの原点に立ち返り、本来のまちのあるべき姿を考えると、その主役である市民の皆様一人ひとりが、自らの意思と責任に基づいて、主体的にまちづくりに参画することは、欠くことのできない原則であるからです。

本市では、平成14年8月に「府中NPO・ボランティア活動センター」を設置し、また、平成15年8月には「府中市NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する指針」を策定するなど、早くからこの「協働」の推進に向けた取組を進めてまいりました。

今、あらためて市民の皆様のご生活に目を向けますと、少子高齢化や価値観の多様化などが進むことによる地域課題の解決が求められる中、様々な分野におきまして、従来は行政が担ってきた活動に、NPO・ボランティア団体だけではなく、多くの市民の皆様が主体的に参画し、その経験や能力を積極的に発揮する機運が高まってきていることを感じます。

そこで、これまでの取組をさらに進めるため、「公共分野を担うのは行政」との発想を大きく転換し、まちづくりに対する市民の意識の高さや企業、大学等が多く所在するといった本市の特徴を生かし、様々な主体が役割分担のもと、「ともに考え、汗を流し、一体となって」地域課題を解決するための取組の方向性を示す「府中市市民協働の推進に関する基本方針」を策定いたしました。

本市では、この基本方針に基づき、市民の皆様と協働によるまちづくりの方向性を共有し、各種施策を積極的に展開してまいります。

むすびに、この基本方針の策定に当たり、パブリック・コメント手続やアンケートなどを通じて貴重なご意見やご提案をいただきました市民の皆様、熱心にご協議いただきました府中市市民協働推進協議会の委員の皆様にご感謝申し上げますとともに、今後の市民協働の推進に向けて、一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

目 次

第1章 基本方針の策定の経緯と位置付け	1
第2章 府中市が目指す協働の姿	2
1 協働の必要性	2
2 協働の定義と主体	3
3 協働の主な効果	4
4 府中市らしい協働	5
第3章 協働の進め方	8
1 協働の原則	8
2 協働の手法	9
第4章 協働を推進するための基盤づくり	12

第1章 基本方針の策定の経緯と位置付け

これまで本市では、市内で継続的に社会貢献を行う NPO¹・ボランティア団体の活動・交流の拠点として、平成14年8月に「府中 NPO・ボランティア活動センター」を設置し、早くからその活動を支援してきました。そして、平成15年8月には「府中市 NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する指針」（以下「指針」といいます。）を策定し、NPO・ボランティア活動及び協働の推進における本市の基本的な考え方や支援の基本姿勢等を示しました。

次に、平成17年1月には「NPO との協働推進マニュアル～職員用～」を策定し、先に記した指針に基づき、協働事業を行う市の職員の参考となるよう、市と NPO 法人との協働に関する基本的な説明や、協働事業を具体的に進めるための手順等を示しました。また、市が直営で運営する府中 NPO・ボランティア活動センターについても、平成21年度から NPO 法人による運営に変更するなど、協働によるまちづくりの推進に努めてきました。

さらに、本市では、平成25年6月に、「第6次府中市総合計画」（平成26年度～33年度）を策定し、目指すべき都市像として「みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち～みどり・文化・にぎわいのある洗練された都市をめざして～」と掲げました。この都市像を実現するために、「市民と市が協働でまちづくりを展開」することとし、「市民」を住民だけでなく、事業者、在勤者、在学者及び市内で活動する方々や団体も含んだ意味で捉え、市民と市との協働のまちづくりを展開することとしています。

以上を踏まえて、この基本方針は、NPO・ボランティア団体と市との協働の推進を中心とした従来の指針を一新し、市民²と市との協働はもちろん、市民、自治会・町内会、各文化センター圏域のコミュニティ協議会、自治会連合会、NPO・ボランティア団体、教育機関、事業者、市等による様々な主体間の協働も視野に入れた「市民協働」を推進していくため、各種施策や事業等の取組に係る方向性を示すものです。

¹ 「NPO」とは「Non Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、営利を目的としない団体の総称です。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格（個人以外で権利や義務の主体となり得るもの）を取得した法人を、NPO 法人（特定非営利活動法人）といいます。（内閣府 NPO ホームページより）

² 本方針における「市民」については、第6次府中市総合計画と同様に、住民だけではなく、事業者、在勤者、在学者及び市内で活動する方々や団体を含んだ広い意味で捉えています。ただし、他の主体と列記する場合などは、協働の主体として、狭い意味で捉えています。

第2章 府中市が目指す協働の姿

1 協働の必要性

少子高齢化による地域活動の担い手の高齢化・特定化や価値観の多様化・ライフスタイルの変化による近隣住民間のつながりの希薄化、それに伴う高齢者の見守りや社会的弱者に向けた支援の担い手の問題等、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、その課題もますます複雑化・多様化しています。

こうした状況においては、行政だけで、地域課題の解決や多様なニーズに応じた公共サービスを提供することは困難であるため、市民と行政が役割分担の下に、それぞれの能力を發揮しながら協働してまちづくりに取り組んでいく必要があります。また、それぞれの地域においては、従来から、自治会・町内会やNPO法人等も活発に活動を行ってきましたが、単独で対応が難しい場面も生じており、複数の主体が、それぞれの得意分野をいかしつつ、連携して取り組むことも必要になっています。

例えば、阪神・淡路大震災や東日本大震災においては、ボランティアやNPO法人、民間企業等が、自分たちでできることを行おうと、行政と連携・協力しながら、様々な支援活動に取り組みました。このような地域課題の解決に向けた協働は、地域のニーズに合ったきめ細かいサービスの提供や、地域課題に市民が積極的に取り組む機会を創出し、更にここから生まれる人と人とのつながりにより、まちの地域力を向上させます。

本市においても、第6次府中市総合計画の都市像を実現し、より住みよいまちにしていくために、市民、自治会・町内会、コミュニティ協議会、自治会連合会、NPO・ボランティア団体、教育機関、事業者等、地域に関わる全ての人々と本市とが、これまで以上に連携を深めながら、まちづくりに取り組んでいくことが求められています。

本市では、自治会加入率が年々減少してはいるものの、近隣市と比較して高く、また、地域固有の祭りや商店街のイベントが多いなど、市民のまちづくりに対する意識は高いものがあります。また、多摩川やけやき並木等、自然にあふれ、大企業や国立大学、競馬場や競艇場といった大規模施設が多く、活気とにぎわいがあります。さらに、総合病院や専門病院などの医療機関も充実しており、市民の暮らしに安心感を与えているなどの特徴があります。

これらの特徴は、まちづくりの強みとなるものであり、地域のにぎわいを創出し、更なるまちの発展につながることはもちろん、人と人とのつながりによるネットワークを活用した、防災・防犯にも強い地域づくり、まちづくりにつなげていける「土壌」があると言えます。

このような条件をいかし、それぞれの役割分担の下、対等な立場で連携・協力し合う協働を推進していくことが、今、改めて必要となっています。

2 協働の定義と主体

協働を推進し、その効果を高めるためには、協働に取り組む主体が、本市における協働の考え方について理解し、共通の認識を持つことが重要です。

(1) 協働の定義

本市では協働³を次のように定義します。

多様で多層な主体⁴が情報を共有し、相互の立場や特性を認めつつ、対等の立場で、それぞれの役割を果たし、共通する課題の解決や社会的な目的の実現に向けて、公益的な価値を相乗的に生み出すため、連携・協力すること。

(2) 協働の主体

協働事業を実施する主体を次のように位置付けます。

- ア 市民（市内に住み、働き、学び、又は活動する全ての人）
- イ 各活動団体
 - (ア) 地縁型活動団体（自治会・町内会、コミュニティ協議会、自治会連合会等）
 - (イ) 目的型活動団体（NPO・ボランティア団体、社会教育関係団体、各種任意団体等）
 - (ウ) 教育機関（小・中学校、高等学校、専門学校、大学等）
 - (エ) 事業者（企業、自営業者、商工会議所、商店街連合会、金融機関、各種法人、事業者団体等）
- ウ 市

協働の主体同士は対等な協力関係にあることから、協働事業を実施する主体として記述する場合は、市⁵も主体の一つとして位置付けます。

³ 協働の語源として、「パートナーシップ（対等・平等の関係を重視）」、「コラボレーション（異なる特性と新たな発想を重視）」、「コ・プロダクション（相乗効果や効率向上を重視）」の3つがあるとされており、本市では、どれか一つという意味ではなく、3つの意味を併せ持つものとして捉えることとしています。

⁴ 多様で多層な主体について、本市では、協働の取組がより効果的なものとなるように、市内在住者・在勤者・在学者や、各活動団体の種別等に係る横軸の関係性（多様）だけでなく、それぞれの立場において、世代や新旧住民又はそれぞれの活動目的等に係る縦軸の関係性（多層）があることも踏まえて、協働の主体を捉えることとしています。

⁵ 複雑化・多様化が進む地域課題への対応に当たっては、市以外にも、警察、消防等の公的機関の役割が重要になっており、例えば、第6次府中市総合計画でも、基本目標「安全で快適に暮らせる持続可能なまち」を実現するため、市は、各種施策の実施に当たり、警察、消防等と必要に応じて連携・協力を図ることとしています。本市が目指す協働のまちづくりを実現するために、公的機関とも協働を進めていく必要があります。

3 協働の主な効果

協働を推進することにより、地域活動の活発化や市民の意識の向上をもたらし、地域力の向上や市のイメージの向上などが期待できます。また、各主体が、互いの特性をいかし合いながら連携・協力することによって、それぞれの主体にとって、次のような効果を生むことが期待できます。

(1) 市民

新たな人との出会いが生まれ、生きがいつくりや自己実現の機会の拡大につながります。

また、多様化・複雑化するニーズに対応した、きめの細かいサービスを受けることができます。

(2) 地縁型活動団体

それぞれの団体の組織基盤の強化、認知度の向上によって、活動や事業展開の場の機会の増大が期待できます。

(3) 目的型活動団体

役割に応じ、特性を発揮して協働に取り組むことにより、それぞれの団体の目標を効果的に達成することができます。また、団体同士のネットワークの形成が期待できます。

(4) 教育機関

教育機関と地域等によるネットワークが形成され、様々な主体が児童・生徒・学生等の教育に関わることにより、教育機関だけでは解決が難しい課題の解決につながります。

(5) 事業者

地域とのコミュニケーションが図られ、組織の活性化や地域ニーズの把握、新たなサービス提供のきっかけとなります。さらに、ブランドイメージや企業の評判が向上し、従業員の育成や、ホスピタリティの向上といった効果も期待できます。

(6) 市

多様化・複雑化するニーズへの迅速かつ的確な対応や価値の高いサービスの提供が期待できます。

また、市民と一緒にあって、地域課題の解決に取り組むことで、市の事業や仕事の進め方を見直す機会になります。

4 府中市らしい協働

本市において、今後、協働によるまちづくりをより効果的に進めていくためには、各主体が、改めて本市の特徴やまちづくりにおける役割を理解するとともに、それぞれの特性や専門性を十分に発揮することが重要です。その上で、ともに考え、汗を流し、一体となって取り組むことにより、「府中市らしい」協働が育まれていくと考えます。

(1) 協働によるまちづくりのための役割分担

協働によるまちづくりを進めるに当たって、各主体の特性を最大限いかすためにも、それぞれが期待される役割を理解し、その役割を遂行することが重要です。

ア 市民

協働によるまちづくりは一人からでも参加できます。このため、自身がまちづくりの主役であることを理解し、「自分たちでできることを、自分たちでやってみる」ことから始め、さらには地域活動等にも積極的・主体的に関わり、自らの暮らしをより良いものとするのが期待されます。

イ 地縁型活動団体

地域課題を市民同士が助け合い、解決していくなど、市民による自治の充実に向けた基盤的な役割を果たすことが期待されます。

ウ 目的型活動団体

自らの活動が果たす社会的意義を踏まえ、協働によるまちづくりを主体的に推進するとともに、広く市民に活動内容等を紹介し、参加の場や機会を提供することが期待されます。

エ 教育機関

地域社会を構成する一員として、専門的知識の活用や学生等の事業協力、人材や施設等の資源の提供など、地域社会に貢献することが期待されます。

オ 事業者

地域社会を構成する一員として、技術やノウハウ等を活用した事業協力等、また、人材や施設等の資源の提供など、地域社会に貢献することが期待されます。

カ 市

各主体と連携し、効率的・効果的な行政運営に努め、組織間の連携強化や各主体だけでは解決できない課題の解決に努めます。また、協働によるまちづくりに関する共通のルールや制度、環境整備等に取り組み、協働の取組等について積極的に情報提供し、意識の高揚を図ります。

(2) 各主体の特性をいかした協働

地域課題を解決し、市民生活をより向上させるには、各主体が持つ、特性や専門性などをいかした協働を推進していく必要があります。

ア 地縁型活動団体

自治会・町内会は、地域社会において、近隣住民間の親睦を深め、様々な問題に対処するなど、地域づくり・まちづくりに寄与してきました。特に本市では、各文化センター圏域に組織されたコミュニティ協議会や自治会同士をつなぐ自治会連合会が果たしてきた役割は大きく、今後も本市との協働のパートナーとして欠かせない存在です。近年では、防犯・防災、地域福祉、ごみの減量化等に関する地域課題が増えているため、自治会・町内会やコミュニティ協議会、自治会連合会といった地縁型活動団体との協働は不可欠です。

イ 目的型活動団体

本市には、福祉・環境・教育等、様々なテーマを持って活動する NPO・ボランティア団体等があります。これらの団体は、社会の変化による新たな課題に対して、自発性、先駆性、専門性、機動性等をもって対応できるため、きめ細やかなサービスを提供できます。ますます複雑化・多様化する地域課題を迅速に解決するためには、NPO・ボランティア団体といった目的型活動団体との協働は不可欠です。

ウ 教育機関

市内には、高等学校や、国立大学など様々な教育機関があります。複雑化・多様化する地域課題の解決に当たっては、これら教育機関の有する専門的知識や施設等の資源を活用することが有効です。また、近年、学生によるボランティア活動や地域貢献が盛んになり、地域の活性化に寄与していることから、今後教育機関との協働を一層推進していく必要があります。

エ 事業者

事業者は、近年、「企業市民」と言われるようになるなど、地域社会における市民としてその役割と責任を果たすため、社会貢献活動や公益活動に力を入れています。さらに、専門的技術や知識、また、スポーツチームなど、様々な資源を有していることから、地域課題を迅速かつ的確に解決するため、事業者との協働を一層推進する必要があります。

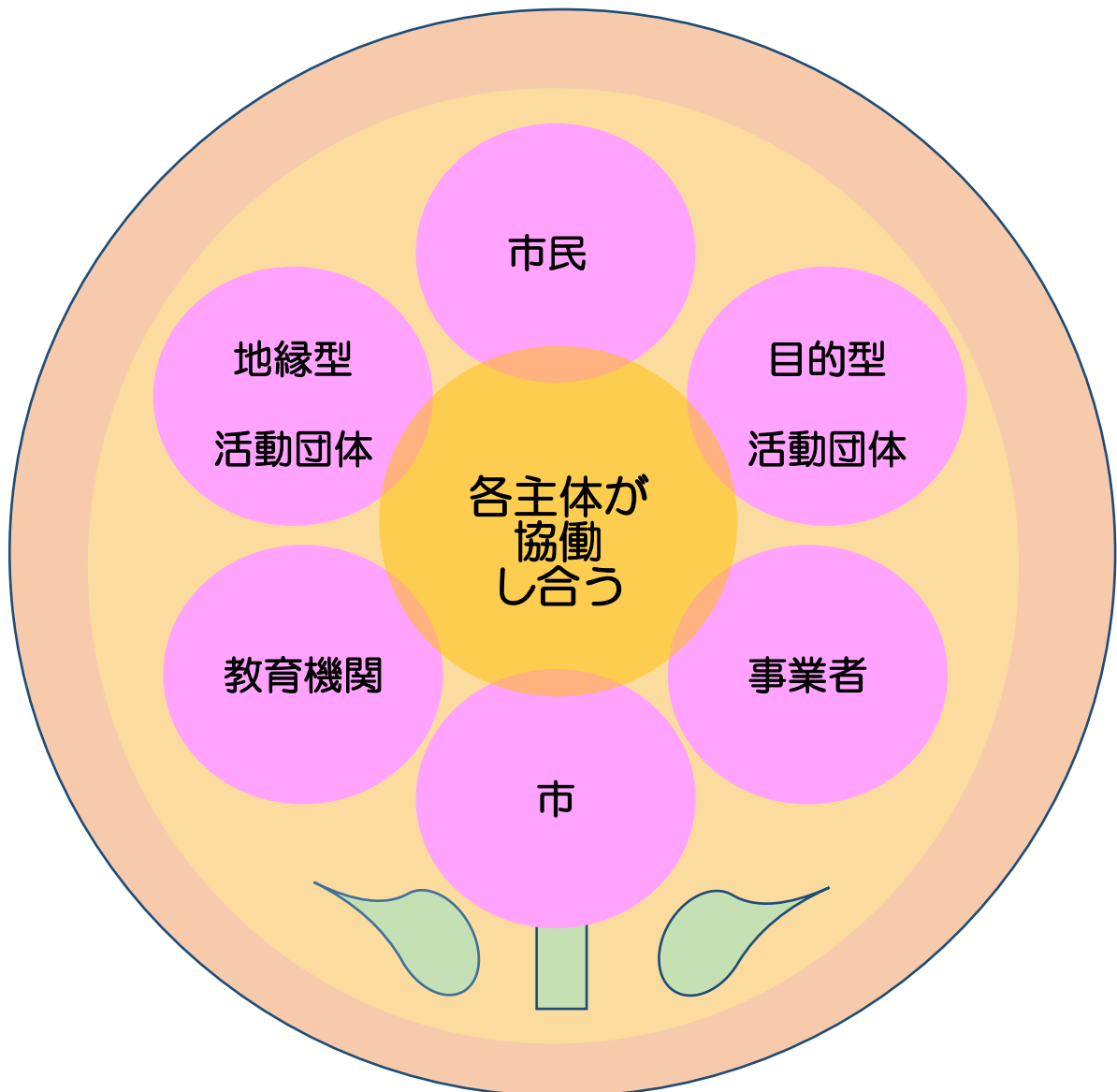
(3) 本市が目指す協働の姿

府中市らしい協働によるまちづくりに当たっては、取り組む課題や地域の特性によって、市民と市との協働だけではなく、例えばNPO 法人と自治会、また、教育機関や事業者、あるいはこれらに市を含めた協働など、様々な主体間の協働の取組がますます重要になります。

各主体がそれぞれの持つ強みをいかし、連携・協力し合う市民協働を推進し、多くの市民が住みやすい、住んで良かったと思えるまちをつくっていきます。

市民協働による

「みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち」の実現



第3章 協働の進め方

1 協働の原則

協働事業を実施する主体は、次の協働の原則を意識しながら、協働に取り組むことが求められます。

(1) 目的共有の原則

地域課題の解決や社会的な目的の実現に向け、公益的な価値を相乗的に生み出すために協働することを相互に理解・認識する必要があります。

(2) 対等の原則

対等な協力関係にあるとの認識の下、役割分担を明確にして、それぞれが責任を持って取り組むことが求められます。

(3) 相互理解の原則

対話を通じ、十分なコミュニケーションを図り、互いの立場や特性について理解を深めるとともに、信頼関係を築く必要があります。

(4) 自主性尊重・自立化の原則

それぞれの特性や長所をいかせるよう、その自主性を尊重するとともに、市民や各活動団体が自立して活動できるよう、取組を進める必要があります。

(5) 評価の原則

協働の質や効果を高めるため、一定の時期に協働事業を客観的に評価・検証する必要があります。

(6) 情報公開の原則

透明性を高め、信頼関係を築くため、協働事業に関する情報を積極的に公開する必要があります。

2 協働の手法

協働は、よりよいまちづくりのための「手段」であり、したがって、「何でも協働すればよい」ということではありません。

効果的に協働事業を行うためには、社会の変化や市民のニーズ等を踏まえ、事業そのものの協働への適性或協働によってもたらされる効果、また、協働の形態や活動領域などを総合的に検証することが重要です。

検証の結果、必ずしも協働に適さない場合もありますが、このような検証を行う「プロセス」が重要であることを、各主体間で共通認識を持つことが大切です。

(1) 協働に適している事業

協働に適していると考えられる事業として、次のような性質のものが想定されます。適性を有する事業については、更に協働により実施すべき事業か、効果等を検討し、総合的に判断します。

ア 性質上の視点

- (ア) きめ細やかで柔軟な対応が求められる事業
- (イ) 専門性・先駆性が求められる事業
- (ウ) 広く市民が参加することが求められる事業
- (エ) 地域の実情に合わせて実施することが必要な事業

イ 効果の視点

- (ア) 市民のニーズ（解決すべき地域課題）はあるか。
- (イ) 協働により地域課題を解決することについて効果が見込めるか。
- (ウ) 協働により各活動団体の特性がいかせるか。
- (エ) 総合計画や各種計画との整合性は取れているか。
- (オ) 経費は妥当か。

(2) 市民と市との協働事業の進め方

協働事業を実施するに当たっては、主体同士がそれぞれの特性を相互に理解した上で、どのような事業形態が互いの特性をいかし、より効率的に事業を進め、大きな効果を上げられるのかを考え、形態を選択する必要があります。

また、協働事業の実施を検討する際には、それぞれの活動と市との関係性も考慮する必要があります（次ページの図参照）。なお、それぞれが独自に行う領域から、市が独自に行う領域について、その境界は常に流動的であるため、事案ごとに検討することが重要です。

ア 共催

事業やイベント等において、お互いの役割分担と責任を明確にした上で、各主体がともに主催者となって行う形態です。

イ 実行委員会・協議会

個々の構成員の持つノウハウや各主体のネットワーク等をいかし、各主体で構成された実行委員会や協議会が主催者となって行う形態です。

ウ 事業協力

主体のいずれかが主催者となる事業において、双方が資金・人材・物資・場所等を提供し、協力して事業を行う形態です。

エ 委託

地域性、専門性、迅速性等、各主体が持っている特性をいかすことを目的に、主に市が実施している事業を、協働する意図を持った上で委託する形態です。

オ 後援・協賛

各主体が行う公益性や先駆性のある事業に対して、主催主体を支援する形態です。

カ 補助

各主体が行う公益性の高い事業に対して、市が資金面で協力する形態です。

キ 政策形成過程への参画

市民や各活動団体の代表者が、アイデアや意見を市の施策に反映することを目的に、市の審議会や協議会等に参画する形態です。

活動における市民と市の関係性～協働事業の領域～

市民と市との協働の領域				
	市民が主体となり、市が支援する領域	市民と市がそれぞれ主体的に連携・協力する領域	市が主体となり、市民の協力により行う領域	市の責任と主体性によって独自に行う領域
市民の責任と主体性によって独自に行う領域				
基本的には非該当	・ 事業協力 （市民主催事業への市の協力） ・ 補助 ・ 後援・協賛	・ 共催 ・ 実行委員会・協議会	・ 委託 ・ 事業協力 （市主催の事業への市民の協力） ・ 政策形成過程への参画	基本的には非該当

※ 政治活動、選挙活動、宗教活動及び公益を害する活動は、行政が協働する領域から除かれます。

※ 網掛け部分は、活動における市民の関与の程度を示しています。

(3) 様々な主体間の協働の進め方

様々な主体が、多様な組合せによって協働することで、更なる相乗効果生まれ、複雑化・多様化する地域課題への解決に向けて、きめ細かく、柔軟に対応できる可能性が広がります。

このような様々な主体間の協働を推進していくため、市は、協働の機会や場の提供に係る情報提供をするなど、様々な主体を協働へとつなぐための後方支援に努めます。一方、各主体においては、本市が目指す協働の姿や、その進め方等を意識して協働に取り組むことが期待されます。

第4章 協働を推進するための基盤づくり

協働を推進するためには、その基盤となる様々な条件や環境を整えていく必要があります。ここでは、そのための今後の取組について示しています。

1 市民の協働に対する意識の醸成

より多くの市民が協働の取組について知り、関心を持ち、積極的に参加できるようにするために、シンポジウム等の開催や、広報紙やホームページ等を利用した情報提供など、意識の醸成に取り組む必要があります。

2 職員の意識改革及びスキルアップ

職員が、協働の意義や必要性等を十分に理解し、積極的に協働を推進できるようにするために、職員研修等を実施する必要があります。また、担当者の変更等により、協働の取組が停滞しないように、具体的な協働事業の進め方を示したハンドブック等を作成する必要があります。

3 情報共有及び双方向型コミュニケーションの推進

協働を推進するためには、各主体がお互いに信頼できる関係を築くことが重要です。このため、行政は積極的に情報を公開し、市民や各活動団体と情報を共有することにより信頼関係の構築に努める必要があります。また、共有した情報に基づき、それぞれが、双方向に意見交換できるような仕組みの整備について検討を進める必要があります。

4 協働のコーディネーター機能の育成

様々な主体間のコミュニケーションを促進し、ネットワーク化を図り、協働へとつないでいくためには、相談役・調整役を担える専門性を持った個人や、いわゆる「中間支援組織」⁶の役割が重要となります。このため、これら「協働のコーディネーター」の確保・育成に取り組む必要があります。

⁶ 中間支援組織については、いろいろな捉え方があり、必ずしも明確に規定された定義があるわけではありませんが、その機能、役割としては、主として①資源（ヒト、モノ、カネ、情報）の仲介、②NPO間のネットワーク促進、③価値創出（政策提言、調査研究）といった点が挙げられています。（内閣府NPOホームページより）

5 市民活動拠点施設等の有効活用

現在、市民や各活動団体に関する地域貢献活動その他の情報の発信や各団体間のネットワークの構築等は、府中 NPO・ボランティア活動センターが行っていますが、協働を一層推進していくためには、その強化が必要となります。

このため、府中駅南口第一地区第一種市街地再開発事業⁷における、施設建築物内に設置予定の市民活動拠点施設を始め、協働の推進のための場として公共施設等の更なる有効活用について、検討を進める必要があります。

6 市民自身が市民の活動を支える環境づくり

地域課題の解決に取り組むためには、市民の活動を支えるための財政的な基盤の確立が必要となります。一方、行政からの助成を頼りにしては、活動の幅にも限界が生じかねません。このため、協働に係る「自主性尊重・自立化の原則」を踏まえ、市民による寄附意識の醸成や市民ファンド⁸等の仕組みなど、市民自身がそれぞれの活動を支えていける環境づくりの検討を進める必要があります。

7 協働事業提案制度の整備

地域課題を協働により迅速かつ効果的に解決するためには、市民が持つ豊かな発想や高い専門性、柔軟かつ迅速な行動を、できる限りいかすことが重要です。このため、分野を限定せずに協働事業の提案を市民から公募する制度の整備の検討を進める必要があります。

また、市が実施している事業や実施予定の事業で、本方針等に基づき、市民や各活動団体と協働して実施すべきと考えられるものについては、市側から、市民や各活動団体のアイデアや提案を求められる制度の整備についても、併せて検討を進める必要があります。

8 協働を推進するための組織的な仕組みづくり

協働を推進していくためには、市民に対し、部署による対応の差が生じることのないようにしなければなりません。このため、各部署で行っている協働の取組や成果等について情報を共有し、それぞれの協働事業に反映するなど、全庁的な協働の推進に資する組織的な仕組みについて検討する必要があります。

また、協働の推進に係る取組の進捗状況等について市民の意見を反映するための市民参加の協議組織を設置する必要があります。

⁷ 府中駅南口地区内には狭あい道路や密集した木造建築物など防災面で様々な問題があり、それらの解消と駅前広場や道路など公共施設の整備、商業の活性化などのため、市街地再開発事業により市の表玄関にふさわしい街並みの形成を図ることとしています。

⁸ 市民からの寄附を中心に、市民の活動に助成を行うことを目的とした、市民自らが運営する基金です。

9 協働事業の評価・検証の仕組みの整備

協働事業の効果をより高めていくためには、事業実施後に、双方で結果について振り返りを行うことが大切です。このため、協働事業の振り返りを行い、より良い協働のあり方へフィードバックできる評価・検証の仕組みづくりに取り組む必要があります。

10 協働の取組を効果的に進めるための行動計画の策定及び条例の整備

協働の推進を確実なものとするためには、本章に掲げる協働を推進するための基盤づくりに係る取組を効果的に行う必要があります。このため、本方針に基づく具体的な行動計画を策定し、PDCA サイクル⁹に基づく進行管理を行います。また、今後協働の取組を市全体でより一層推進していくため、協働のまちづくりに係る基本理念や姿勢等を明確に定める条例の整備を検討します。

⁹ 計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、見直し（Action）のサイクルで、計画の進行管理を行う仕組みです。

府中市市民協働の推進に関する基本方針

発行日：平成26年5月

編集・発行：府中市市民協働推進本部市民活動支援課

〒183-8703 東京都府中市宮西町2丁目24番地

電話 042-335-4111（代表）

042-335-4414（市民活動支援課）

FAX 042-365-3595

ホームページ <http://www.city.fuchu.tokyo.jp>



① ほつとするね 緑の府中

府中市